

「高校生通学費助成」について

高浜町では、子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、高校生の通学費の一部を助成しています。

対象となる方	・高浜町在住の高等学校等に通う生徒(※1)の保護者		
申請方法	申請書に必要書類を添付し、高浜町役場2階教育委員会事務局へ提出してください。 ※申請書は、町内各駅および高浜町役場2階高浜町教育委員会事務局にあります。 高浜町のホームページからもダウンロードできます。		
通学方法 (※2)	公共交通機関	スクールバス	バイク
注意事項	・定期乗車券の <u>有効期間満了日までに</u> 申請のこと ・JR定期券は、 <u>町内の駅で購入</u> のこと	・ <u>年度終了までに</u> 申請のこと	・1回の助成額は、最大6箇月まで ・ <u>年度終了までに</u> 申請のこと
補助額 (※3)	定期購入額の8/10 (月額上限1万5千円)	利用負担金の8/10 (月額上限1万5千円)	月額3,000円
添付書類 (※4)	①当該年度の在学証明書 (年度初回申請時のみ) ②定期券の写し ③金融機関の通帳の写し (見開きのページ)	①当該年度の在学証明書 (年度初回申請時のみ) ②利用負担金の領収書 ③金融機関の通帳の写し (見開きのページ)	①当該年度の在学証明書 (年度初回申請時のみ) ②バイク通学許可証明書 ③金融機関の通帳の写し (見開きのページ)

※1 高等学校等に通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。

ただし、高等専門学校及び全日制高等学校については、1学年～3学年までが対象です。

※2 通学に公共交通機関とバイクまたはスクールバスとバイクを併用している場合は、それぞれ公共交通機関とスクールバスを助成対象とします。

※3 助成額は、100円未満切捨てです。

※4 2回目の申請からは、前回と違う口座を希望される方のみ、通帳の写しを添付してください。

注意事項

◆定期券を紛失し再購入した場合、すでに助成した定期券の期限については助成対象になりません。

◆JR定期券の助成申請については、必ず定期券の有効期限内に申請してください。

(期限を過ぎると助成対象外となります)

◆ひとり親家庭等(高浜町ひとり親家庭医療費受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び住民税非課税世帯)

につきましては「ひとり親家庭等高等学校等通学費助成制度」がありますので、ご相談ください。

(助成の内容：公共交通機関の定期乗車券購入費の全額)

問合せ先：高浜町教育委員会

Tel：72-7724